

相撲場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分	金額					
	午前	午後	夜間	全日	延長	
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき
平日	950	1,270	1,910	4,130	200	310
土曜日、日曜日及び祝日	1,170	1,590	2,340	5,100	200	420

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

相撲場基本使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分	金額					
	午前	午後	夜間	全日	延長	
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき
平日	1,420	1,900	2,860	6,180	300	460
土曜日、日曜日及び祝日	1,750	2,380	3,510	7,640	300	630

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

## 相撲場附属設備使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額
放送設備	一式	1,050
テント	1張	310
机	1個	50
椅子	1脚	20

## 相撲場附属設備使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		金額
放送設備	一式	1,570
テント	1張	460
机	1個	70
椅子	1脚	30
シャワー設備	1回につき	200
電源	1kw	300